

競争入札参加資格登録内容の変更について

変更届は、申請書の添付書類ではありませんが、登録内容に変更があった場合に必要となります。

申請書等記載事項変更に必要な書類

- ◆ 変更事項ごとに、○となっている書類を提出してください。なお、変更事項が複数ある場合で○が重なる書類については、1枚のみの提出で構いません。
 - ◆ 変更は紙による申請のみです。電子申請は受付けておりません。
- ※ 障害者の法定雇用率の達成未達成、法令等に基づく資格及びその他認証等の更新や得喪等の変更があつた場合には、変更届にそれらを証する書類の写しを添付して届け出してください。
- ※ 営業譲渡の場合は取扱いが異なりますので、用度課(電話 054-221-3240)にお問い合わせください。

法人の方

1 本社における異動の場合

① 本社で取引している場合(委任先がない場合、本社と委任先両方で取引をしている場合)

変更事項	変更届	債権者登録申出書	使用印鑑届	委任状(委任先がある場合)	誓約書	役員等名簿	登記簿謄本写し可	印鑑証明書原本	備考
住所	○	○					○		
商号等	○	○	○	○			○	○	
代表者	○		△	○	○	○	○		△: 変更となる場合提出
実印	○							○	
使用印鑑	○								
電話番号(FAX番号)	○								
取引銀行	○	○							
次回更新お知らせメールアドレス		○							※ 複数人がチェックでき、廃止の可能性がない、次回更新のお知らせ(令和8年9月~11年8月)が確実にできるアドレス

※ 本社と委任先両方で取引をしている場合で、商号が変更となった場合

債権者登録申出書と使用印鑑届は、本社・委任先それぞれ作成してください。

また、複数の支店・営業所等に委任をしている場合は、債権者登録申出書、使用印鑑届及び委任状はそれぞれの支店・営業所等ごとに作成してください。(ただし、使用印鑑届については、1枚の用紙にまとめで使用印鑑を押印し、それぞれの印の下に本社・委任先の名称を記入していただいても構いません。)

※ 役員等名簿は、変更後の代表者のみについて記入してください。

② 本社で取引していない場合(委任先のみで取引をしている場合)

変更事項	変更届	債権者登録申出書 (その7)	使用印鑑届	委任状	誓約書	役員等名簿	登記簿 謄本 写し可	印鑑 証明書 原本	備考
住所	○						○		
商号等	○	○	○	○			○	○	
代表者	○			○	○	○	○	△	△: 変更となる場合提出
実印	○							○	
電話番号 (FAX番号)	○								

※ この場合の債権者登録申出書は、委任先の内容で記入し、印は使用印鑑届と同じものを押印してください。

※ 複数の支店・営業所等に委任をしている場合は、債権者登録申出書、使用印鑑届及び委任状はそれぞれの支店・営業所等ごとに作成してください。(ただし、使用印鑑届については、1枚の用紙にまとめて使用印鑑を押印し、それぞれの印の下に本社・委任先の名称を記入していただいても構いません。)

※ 役員等名簿は、変更後の代表者のみについて記入してください。

委任先における異動の場合及び個人の場合は、次頁を御覧ください。

2 委任先における異動の場合

変更事項	変更届	債権者 登録 申出書 (その7)	使用 印鑑届	委任状	誓約書	役員等 名簿	備考
委任先住所	○	○					
委任先名称等	○	○	○	○			
委任先代表者(受任者)	○		△	○	○	○	△: 変更となる場合提出
委任先新設	○	○	○	○	○	○	
委任先使用印鑑	○						
委任先電話番号 (FAX番号)	○						
委任先取引銀行	○	○					

※ この場合の債権者登録申出書は、委任先の内容で記入してください。

※ 役員等名簿は、委任先代表者(受任者)のみについて記入してください。

※ 委任先新設の場合は以下の点に留意してください。

- ① 委任先新設の場合は、その取引希望地域を変更届の付記欄に記入してください。
- ② 本社で取引をしている事業者の方が委任先を新設する場合は、本社での取引を続けるかどうかを変更届の付記欄に記入してください。

個人の方

変更事項	変更届	債権者 登録 申出書 (その7)	使用 印鑑届	誓約書	役員等 名簿	登記簿 謄本 写し可	印鑑 証明書 原本	備考
住所	○	○						
屋号	○	○	△					△: 変更となる場合提出
事業主	○	○	△	○	○		○	※ 事業引継ぎの確認ができる書類を添付 △: 変更となる場合提出
実印	○						○	
法人成り	○	○	○	○	○	○	○	
使用印鑑	○							
電話番号 (FAX番号)	○							
取引銀行	○	○						

※ 役員等名簿は、事業主変更の場合は変更後の事業主のみについて記入してください。法人成りの場合は、商業登記簿謄本に登録されている全ての役員(監査役は除く)及び当県との取引に関して委任を受ける者について記入してください。

その他

変更届については、手続後の連絡は行いません。変更完了の通知が必要な方は、押印できるもの(提出する変更届のコピー等)及び84円切手を貼りあて先を記入した封筒(63円切手を貼付したはがきでも可)を変更届とあわせてお送りください。変更完了後に押印して返送します。

変更届に関するお問い合わせ先

静岡県出納局用度課 静岡市葵区追手町9-6 電話 054-221-3240

様式は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1066358/1068044/1072285.html>

.....本社・委任先・個人共通

変更事項	変更届	主要取扱品目等一覧表	主要取扱業務一覧表	営業に必要な許認可等を称する書類写し				備考
障害者の法定雇用率の達成未達成、法令等に基づく資格その他認証の更新や特喪等	○			△				△：障害者の法定雇用率の達成未達成、法令等に基づく資格その他認証の更新、（新規）取得の場合
副登録 営業種目追加 A物品	○	○		△				△：営業に許認可が必要な場合
副登録 営業種目追加 B委託	○		○	△				△：営業に許認可が必要な場合

※ 主登録の変更は認められない。

※ 副登録の削除、変更等は上記に準じて提出してください。